

「やまと」と「日本」

神野志隆光

「日本」意識の形成という問題に対して、ここでは、古代のテキスト『古事記』『日本書紀』が、どのように「日本」を成り立たせているか、という点からアプローチしたい。古代のテキストがどのように「日本」を成り立たせているか、とは、もつてまわつた言い方の方であるが、端的に言えば、歴史、ないし、歴史的事実を問題とするのではないということである。あるいは、表象というほうがわかりやすいかも知れない。つまり、問うのは（ただしく言えば、問うことができるのは）、表象としての「日本」であつて、事実ではないということである。

具体的に言おう。『古事記』には、「日本」の例自体がなく、『日本書紀』には、書名・見出し（天皇名）を除いても本文本体に延べ二一九例にのぼる「日本」があらわれる（「日本武尊」等の人名をも含む）。「日本」は、『日本書

紀』において「日本」がどのような意味をもつてあるかということから問わねばならない。歴史的な成立の如何はどうであれ、書き換えであれ、『日本書紀』ははじめから「日本」としてあらわし、それともにある。そのことに即しての理解が、歴史的把握とは別に、あるいは、史料批判などという作業へ向かうのとは別に、もとめられる。

『日本書紀』の「日本」にかんして、こうしたテキスト理解以上のことは断念するしかない。『日本書紀』において見られたものは、事実とは別の問題であり、そこから事実の問題を問うことは不可能である。『日本書紀』にあるものをもとに、テキストをこえて展開される論議（成立論）は、所詮、循環論を出ず、想像の領域に広げられる言説にすぎない。

『日本書紀』の「日本」という問題は、しかし、『日本書紀』のテキストのなかだけでおわるのではない。『古事記』には、一例も「日本」の用例がないということをおわらせて見なければならぬ。『日本』とともに『日本書紀』の「歴史」があり、「日本」をもたずに『古事記』の「古代」がある。あわせて見届けることによつて、「日本」として語るこの意味をより明確にすることがとめられよう。

きつかけを、神功皇后の物語にもとめよう。『日本書紀』では、新羅王が服属を誓うことは、つぎのように語られる。新羅王遙望以為、非常之兵、將滅己国。聾焉失志。乃今醒之曰、吾聞、東有神国。謂日本。亦有聖王。謂天皇。必其国之神兵也。豈可拳兵以距乎、即素旆而自服。素組以面縛。封函籍、降於王船之前。因以、叩頭之曰、從今以後、長与乾坤、伏為飼部。其不乾船柂、而春秋猷馬梳及馬鞭。復不煩海遠、以每年貢男女之調。則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那礼河返以之逆流、及河石昇為星辰、而殊闕春秋之朝、怠廢梳鞭之貢、天神地祇、共討焉。(前紀、仲哀天皇九年十月条)

さらに、新羅が「日本国」に降つたことを聞いて、高麗・

百濟の二国王も「永称西蕃、不絶朝貢」を誓つたとある。また、四十三年条から五十二年条にかけても、百濟が、東方に「日本貴国」があるということを知り、服属するにいたる事情を語る。

他方、『古事記』では、

是に、其の国王畏み惶りて奏して言ひしく、「今より以後、天皇の命の隨に、御馬甘と為て、年毎に船を双べて、船腹を乾さず、天地と共に、退むこと無く仕へ奉らむ」と言ひき。(仲哀天皇)

とあるだけで、「日本」をあらわすことはないのである。

話のすじは同じように見えるが、「日本」をあらわして語る『日本書紀』と、あらわさない『古事記』との差は明らかである。

そうしたなかに、「日本」を問おうとするとき注意されるのが、同じ『日本書紀』の神功皇后の物語に引用される『魏志』『晋起居注』の記事である。周知のごとく、神功三十九年、四十年、四十三年の各条は『魏志』のヒミコに関する記事を引き、六十六年条は『晋起居注』を引く。ヒミコと神功皇后とを重ねるのであるが、注意したいのは、それらすべてにあつて、

倭女王遣大夫難斗米等(三十九年条)

奉詔書印綬、詣倭国也(四十年条)

倭王復遣使大夫伊聲者掖耶約等八人上獻（四十三年
條）

倭女王遣重詛貢獻（六十六年條）

のごとく、「日本」とは呼ばず、「倭」とあることである。
朝鮮諸国が「日本」と呼び、中国は「倭」と呼ぶところ
にあるものとして語るのである。そこに、「日本」の本質
が見られるべきであろう。

はやく、伴信友『中外経緯伝』（『伴信友全集 第三卷』
ぺりかん社、一九七七年復刻）が、この『日本書紀』神功
皇后条をめぐって次のように述べたところが、ほぼ核心を
射ていると思われる。

また謂日本と云へることは、神功紀に、百済国の使人
の奏言にも、百済王、聞東方有日本貴国云々と云へる
由見えたり、韓国はもろこしの東に在とて、後世に彼
国人がほこりがに東華東国など云へるをもて、めぐら
しおもふに、そのかみも然る意ばえにて、日の出るか
たに近き東の国ぞとほこりがに思ひ居りしこゝるなら
ひに、大皇国はその東なる神国なれば、日出方の本國
と云ふ意にて、既くより日本と称へ申したり、（略）
かくの如く既くより然韓人どもの尊称奉れる国号の良
はしきを受給ひけるにあはせて、すべて、外蕃へは日
本と詔ふ例とぞなされたりける、

という。

信友自身は、あくまで歴史的成立ということに帰そうと
するのであるが、『日本書紀』の「日本」が、朝鮮諸国と
の関係においてあることを、名義とともにとらえるのは、
テキスト理解として明確だといえる。要は、外からの価値
（ないし、優位）の確認ということにある。『日本書紀』
の表現に即して言えば「貴国」であり、その根拠は「東」
であり、「日本」という文字に即して日の出る方たること
にある。そのことを信友は的確についでいる。

同じく外からではあるが、中国からは、「日本」と呼ば
れることはなく、「倭」と呼ばれる。この中国との関係を、
なおあとまで見届けて言えば、『日本書紀』では、神功皇
後の記事のあと、推古天皇代まで中国について語ることが
ない。中国正史には、いわゆる倭の五王のことが載るのは
知られる通りであるが、『日本書紀』はふれることがない。
神功皇后以後、推古天皇代にいたってはじめて、厩戸皇子
の外交として中国との交渉が語られるのである。それは、
『日本書紀』の「歴史」における厩戸皇子の特別な役割を
語るものであるが、その厩戸皇子の中国との関係において
も「倭」と呼ばれることは同じである。推古天皇十六年条
に載る、「大唐国」の使いのもたらした国書は、「皇帝、倭
皇に問ふ」と書き出されていた。「倭皇」の「皇」は天皇

にあわせたものであり、中国側の国書の書式として、もとよりそうであったとは認めがたい。『日本書紀』にあつて、自分たちの世界の統治者は一貫して「天皇」とし、それは徹底している。おそらく「倭王」が「倭皇」と改められたといわれるのはあつているのであろう。しかし、「倭」は「倭」のままにしているのである。また、斉明天皇五年七月条に、この年派遣された遣唐使が高宗の問尋を受けたことを、「伊吉連博徳書」によつて記すが、使いは「倭客」と呼ばれたとある。高宗が「天皇」と言つたとするのは、明らかな書き換えであるが、「倭」はそのままにしているのである。⁵⁾

なお、朝鮮からは、「日本」と呼ぶだけではないことも留意しておこう。

百済記云、(略)加羅國王妹既殿至、向大倭啓云、(神功皇后六十二年条)

百済新撰云、辛丑年、蓋鹵王遣弟昆支君、向大倭、

(雄略天皇五年七月条)

百済新撰云、(略)琨支向倭、時至筑紫嶋、生斯麻王。

(武烈天皇四年是歳条)

百済遣下部杆率汶斯干奴、上表曰、百済王臣明、及在安羅倭倭臣等、任那諸国旱岐等奏、(欽明天皇十五年十二月条)

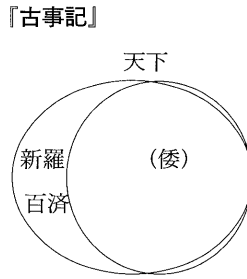
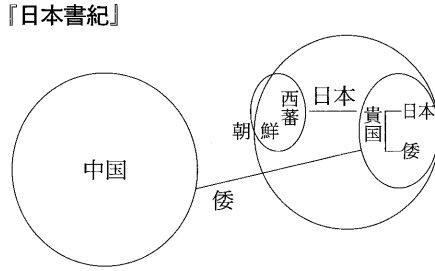
等がそれであり、「倭」といふ呼びあらしは、朝鮮からもなされるのであつた。「大倭」は、「大唐」のごとく、大國として「大」を冠したものである。しかし、「倭」は、その名自体は「日本」のような価値をになうものとは認められない。

要するに、外から「倭」と呼ばれるのであるが、朝鮮からは「日本」といふ価値を負うものとして呼びあらしられ、そこに、「西蕃」―「貴國」といふ世界関係を成り立たせるのである。

ここから、『古事記』を振り返つて言えば、中国との関係が『古事記』には語られることがなく、高麗もあらわることがないのであつたと注意される。それは、端的に、外部をもたない『古事記』というのが適切であろう。

『古事記』において、新羅・百済は、大八島国の延長上にそのまま包摂され、天皇の「天下」の一部となる。神功皇后の系譜の問題も、ここに想起される。応神天皇条の最後に新羅の国王の子アメノヒボコの渡来が語られ、その子孫として皇后の母葛城之高額比売命が確認される。『日本書紀』にはその系譜的位置づけがない。そのことを含めて、新羅・百済が外部としてあるのではないということをおさえて、外からのよびあらしがない『古事記』として、『日本書紀』とのあいだが明らかとなる。『日本書紀』に

において、「日本」は、外部との関係において本質をあらわすものであった。それが『古事記』にはないのである。こころみに図式化すれば、



というかたちで示すことができる。

二

図に示したように、「日本書紀」にあつて、「日本」「倭」は外との関係においてだけあるのでもない。それらは、外部との関係でなく、みづから自体において語るものとして

もある。また、外部をもたない『古事記』には、「日本」はないが、「倭」の例は多数にのぼる（人名を含めて64例）。そうしたことをすでに書き込んだ図を示したが、それにふれつつ、問題を整理したい。

まず、『日本書紀』の「日本」と「倭」との相関については、本居宣長『国号考』（『本居宣長全集 第八卷』筑摩書房、一九七二年）の指摘がある。

畿内の一国のやまとは、おほく倭とかき、天の下の
 大号のには日本とかき、又一国の名の時も、おほやけ
 にかゝれるをば日本とかゝれて、紀中おほかた此例な
 り、

という。「おほく」「おほかた」というような傾向は認められてよいかもしれない。だが、それでは説明しきれないところが残る。たとえば、崇神天皇六年条に、天照大神とヤマトオホクニタマの神とを天皇の御殿の内に祭っていたのを、外に祭らせることとなった、そのいきさつを語るなかで、ヤマトオホクニタマが、「倭大国魂」「日本大国魂」と、両様に表記されるのは、使い分けがあるとはいえないであろう。また、「日本国之三諸山」（神代上）は、一国の名としての「日本」であり、天武天皇の三年三月条に対馬から銀が出たことを述べて、「凡銀有倭国、初出于此時」というのは、「大号」の「倭」の例である。中国など外から呼

ぶときの「倭」が、「大号」であることはいうまでもない。宣長が「おほかた」というにとどまらざるをえない所以である。

むしろ、本質は、その「おほかた」にあるのではないというべきであろう。

「倭」は、「大号」・一国の名に通用されるのであり、それに対して、「日本」は、位相が違うものとしてあつたととらえられる。それは、「倭」にもとより内在していた価値をあらわすと見るべきである。価値は、日出の地という、「日本」の字義になわせられる。それゆえ、「大日本豊秋津洲」とい（神代上）、「昔伊弉諾尊目此国曰、日本者浦安国、細戈千足国、磯輪上秀真国」というように（神武天皇三十一年四月条）、もとより「日本」であるものとしてあらわしだされる。ただ、その価値は、外から、朝鮮諸国が確認し、受け入れることによって、「西蕃」―「東方」―「貴国」という世界関係を成り立たせるとともに、はじめとして価値として顕在・定位したのである。

そのもとにあるのは「やまと」である。それは、「大日本豊秋津洲」に「日本、此云耶麻騰。下皆效此」という訓注が付されることに確認される。一国の名にしてかつ「大号」でもある「やまと」という和語の呼び名としてあるものが、それに内在する価値をあらわしだして世界関係を成

り立たせて「日本」―「やまと」としてあり、価値ぬきの称としてあるのが「倭」―「やまと」だと見ることができ。それが、『日本書紀』において成り立つ「日本」および「倭」であつた。

『古事記』における「倭」は、そうしたものでは、当然ない。歌のなかの「やまと」（10例）ともども、自分たちの世界内部（それは「天下」と呼ばれる）において呼ぶものとして、「出雲より倭国に上り坐さむとして」（神代）のように、あくまで、一国としての「倭」―「やまと」をいうのが基本である。ただし、それを超えるものがないのではない。

そらみつ やまとの国に 鴈卵生と聞くや

（仁徳天皇条）

そらみつ やまとの国に 鴈卵生と 未だ聞かず

（仁徳天皇条）

茲の倭国に、吾を除きて亦、王は無きに

（雄略天皇条）

の如きだが、前の二例は、難波の高津宮にあつて天下を治めた仁徳天皇が、淀川の河口にあつた日女島に行幸のおり、鴈の産卵したのを見て交わした歌のなかに見る。物語との関連からして一国の「やまと」とはうけとりがたい。雄略天皇条の例も、天下を治める立場から発せられたものとし

て一国に限られない。

それは、王権の地としての「やまと」が天皇の世界を成り立たせてあるということから理解される。「倭」建命は、「西の方」でもっとも「建く強き人」であった熊曾建が、「大倭国に、吾二人に益して、建き男は、坐しけり」と認めたことによる名を負い、大八島国の領域全体を天皇の「天下」として実現するのであった（景行天皇条）。そうした「やまと」を中心とした「天下」という意識が、雄略天皇条の例にもよくうかがわれるが、鴈の卵の歌でも同じである。同じ仁徳天皇条で、吉備国の黒比売のもとから上る仁徳天皇の船を「倭方に行く」と歌うこととあわせて、難波を宮としても、「やまと」を中心とした世界であることを明示するものとして、そう歌うことの意味を見るべきであろう。

『古事記』においては、「日本」という外からの価値確認による世界関係をつくるのでなく、「倭」¹¹「やまと」を中心としてある天皇の世界が、新羅・百済までを包摂するのだと見届けたい。

そのように「日本」とは別にあるものを見合わせて、『日本書紀』において成り立つ「日本」のありようがより明確にとらえられる。

三

『日本書紀』において成り立つ「日本」として見てきたが、それを歴史的成立的な問題として問うことはできないとくり返そう。しかし、八世紀初において、そうしたテキストとしてあることの意味が、八世紀の歴史の現実に対して問われよう。

歴史の現実に対してというのは、外交の場で、『日本書紀』の成立に先立って、大宝二年の遣唐使が、「倭」から「日本」への変更を果たしているからである。

元慶の日本紀講書の「私記」に書き込まれた矢田部公望の注記（『公望私記』）にこうある（『新日本紀』巻一開題）。

公望私記曰。大宝二年壬寅。当唐則天后長安二年。

続日本紀云。此歳正四位上民部卿粟田朝臣真人為遣唐持節使。唐曆云。此歳。日本国遣其大臣朝臣真人貢方物。日本国者。倭国之别名也。朝臣真人者。猶中国地官尚書也。頗説経史。容止温雅。朝廷異之。拜司膳員外郎。云々。

同じ「唐曆」の引用が承平の講書の「私記」（『私記丁本』）には、

唐曆云。是歳日本国遣使貢獻。日本者。倭国之别名者。

とあり、やや文が異なるが、同時代史としての「唐曆」によつて、「倭」から「日本」への変更が確認される。

このときの遣唐使は、大宝律令の制定をうけて派遣されたのであったが、「日本国」の使たることをかかげ、それが受け入れられた（則天皇后が認めた）ことによつて「日本」となったのである。「日本」の国際的承認ともいえる。

そのことと、『日本書紀』が「日本」としてあつた「歴史」を語ることは、どうかかわるものであつたか。

端的にいえば、『日本書紀』は、「日本」の「歴史」的確立をはたす。『日本書紀』のつくる「歴史」は、中国にも受け入れられてある「日本」を、朝鮮に対する大国的關係をつくるものとして「歴史」的に確認し、国際的に認知された大國「日本」を成り立たせるのである。大宝令による「日本」という設定と、その認知自体とは別に、『日本書紀』によつてはじめて「日本」の内実は得られたのだといつてよい。正しい意味での「日本」の成立が、そこに認められるべきなのである。むろん、それはあくまで日本側のイデオロギーの問題であつて、現実には、中国王朝が「日本」の国際的地位として承認したということではない。

四

テキスト理解にもどらう。

「やまと」なる和語の呼び名についてなお問わねばならぬ。

講書のなかでは、「日本書紀」という書名をとりあげ、「日本」を「やまと」と訓んで論議してきた。その検証からすすめよう。

講書では、すべてを和語で訓むことへとテキストをひらいたが、そのなかで、「日本」も、「やまと」と訓まれたのであつた。そして、元來の和語「やまと」は、自分たちがみずから確認したところであり、いわばアイデンティティーにかかわるものがあるというのである。

このことに関しては、延喜講書の論議がもつとも整理され、まとまったものとしてある（『新日本紀』に引く「延喜開題記」）。語源解釈とともに、周の王朝名との類比による国号の説明を与えたものである。

延喜開題記曰。

A 師説。大倭国。草昧之始。未有居舍。人民唯掘山而居。仍曰山戸。是留於山之意也。又或説云。開闢之始。土湿而未乾。至于登山。人跡著焉。仍曰山跡。

B 問云。諸国人民俱掘山而居耶。將只大和国人民独掘山耶。説云。大和国独有此事。

C 問。本国之号。何独取大和国為国号耶。説云。磐余彦天皇定天下。至大和国。王業始成。仍以成王業之地為

国号。譬猶周成王於成周定王業仍国号周。

D問。初国始祖天降筑紫。何国偏取倭国為国号。説云。

周后稷封邰。公劉居豳。王業始萌。至武王居周。始定

王業。仍取周為号。本朝之書亦如此。

大意を示せば、以下の通りである。

「やまと」は、世界のはじめにはまだ家もなく山を住みかとしたので「山戸」といったとも、開闢のはじめのときは土がまだ乾いておらず山に登っていたが足跡があらわなので「山跡」といったとも解される(A)。それは、諸国の人々がみなそうだったかという、大和国だけがそうであった(B)。さらに、他でもなく大和国を取つて国の名としたのは、神武天皇が大和国で王業を成就したからである(C)。天皇の始祖は筑紫に降つたのに、その地の名をとらないのは、周の王朝に関して、その祖先たちの拠つた地でなく、武王が王業を定めた地である周をもつて国号としたのと同じである(D)。

要するに、中国の周がそうであるように、「やまと」は王朝の名だ(「やまと」王朝)ととらえているのである。

そして、注意されるのは、「やまと」には、世界のはじめのときの記憶が語源にとどめられているととらえることである。

自分たちが何であるかという、自己確認がそこにあると

いうことができる。自己確認の場としての「やまと」なのである。それが、講書における解釈であった。

しかし、その解釈は、『日本書紀』のテキスト理解とはいえない。ふれた通り、「日本」を、朝鮮諸国に対する大國たる所以をになうものとして成り立たせるのが、『日本書紀』であった。それは、「日本」||「やまと」として、「やまと」を価値づけ、交換したものである。

講書は、その『日本書紀』の「日本」||「やまと」から離れて自己確認を果たそうとしたのであった。そこにあるのは、平安時代に、自己確認のためにもとめた「やまと」

——新しい解釈としての「やまと」言説というのがふさわしい——であり、『日本書紀』の「日本」||「やまと」でも、もとよりあった「やまと」を把握したものでありえない。

ことは、講書における和語への志向という問題とともにいわねばならぬ。講書において、「倭語」は、それを翻訳してテキストの漢字があつたものとしてもとめられる。もとにあつたはずのものとして信じられねばならない「倭語」なのである。「やまと」も、そうしたものとしてあり、それは世界の名であるがゆえに、納得されうる物語をもたねばならなかった。見たような語源物語がもととあつたのではない。宣長『国号考』が「妄説」と一蹴した通り、根拠もないのである。信じるために、世界のはじめの記憶

をとどめるものとして物語が作り出されたというべきである。

一方、『古事記』においては、「倭」¹²「やまと」は王権の地であり、それを中心として天皇の世界（天下）が成り立つものとしてあることを見た。「もと畿内なる大和一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しませりしよりして、後の御代御代の京もみな此国内なりける故に、おのづから天の下の大名にもなれるなり」と、宣長『国号考』のいうところは、『古事記』において成り立つ「やまと」に適合するといふべきである。

「倭」¹³「やまと」として、それはある。しかし、「倭」という文字から問うことは、困難だ。「由も知られぬ倭和などの字」とは伴信友『中外経緯伝』の言であるが、宣長『国号考』も、「かの国より名づけて書る字を、そのまゝに用ひ」たのであり、「いかなる意にて名づけるにか、その由はさだかに見えたる事はな」という通りである。

ただ、そうであることが、『古事記』には意味があったということである。端的に、文字自体に積極的意味をになわせないと見るべきなのである。文字の表現性を負ってあった「日本」¹⁴「やまと」とは異なるところにある「やまと」として、より具体的にいえば、オーラルなことばの世界にあった「やまと」として、外部とはかかわらない「や

まと」をあらしめようとしたのである。

オーラルなことばの世界を語る『古事記』ということについては、『日本書紀』との対比のなかに見定めておく必要がある。¹⁵『日本書紀』が、神功皇后の物語を、文字の交通のなかに語ることは、新羅の服従にあたって「図籍」を収めたといひ、四十年条に引く『魏志』に「倭国」に「詔書」をもたらしたとあること等に明確であろう。それに対して『古事記』には、文字が意味をもつ場面がない。応神天皇条に、論語・千字文が伝えられたとあるように、文字を学ぶテキストが受け入れられ、文字にふれているというのではあるが、文字が意味をもつことは語らない。下からことばを徴発して、最終的に天皇が「聞く」ことによつて世界の秩序は成り立つと語るのであり、オーラルなことばの世界として、自分たちの「古代」を語るものだととらえられる。

あらためて、元来の「やまと」とは何か。もとより「やまと」が、地名・国名として現実にあつたことを前提として認めてよい。しかし、テキストが成り立たせるものとして上に見てきた以上のことは、『日本書紀』にも、『古事記』にも問うことができないというしかなない。¹⁶

講書において、テキストから離れた解釈が、新しい「やまと」言説を更新・定着したということは述べた通りであ

る。さらに、後代に目をやれば、平安時代末・中世には、「やまと」とは切り離れた「日本」に向かい、日神の国説・大日の本国説等、「日本」にあらたな意味を見出し、「日本」を自己確信の場として転換してゆく。中世的表象としての「日本」であるが、それは、ここでのわたしの問題ではない。

* 『古事記』は新編日本古典文学全集本、『日本書紀』は岩波文庫本、『釈日本紀』・『私記丁本』は新訂増補国史大系本に、それぞれよる。

注

- (1) こうした方法的立場については、「上代文学研究の未来」(『上代文学』特別号、二〇〇二年五月)においても述べた。あわせて参考を請う。
- (2) 「日本」の字義は、『日本書紀纂疏』が、「太陽は扶桑に出づ。則ち、此の地、自づから日の下たり。故に名づけて日本と曰ふ」というのにつきる。
- (3) 『日本書紀』の「歴史」における〈聖徳太子〉については、小論「テキストのなかに成り立つ〈聖徳太子〉」(『万葉集研究』26、塙書房、二〇〇四年)に詳論した。
- (4) 書式として「倭王」とするのが自然であり、書き換えと見られる。参照、日本古典文学大系『日本書紀』頭注

(岩波文庫も同じ)。

- (5) 同じ「伊吉連博徳書」に、「天子相見問訊之、日本国天皇、平安以不」と、中国皇帝が「日本国天皇」と言ったというのが問題となるが、『書紀集解』のいう通り、「日」は「曰」の誤写と見られる。
 - (6) 元慶の「私記」に注を加えたものとして「公望私記」をとらえることは、はやく、太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」(『太田晶二郎著作集 第三冊』吉川弘文館、一九九二年、初出一九三九年)の提言があったが、小論「『公望私記』をめぐって」(『上代文学』87、二〇〇一年一月)は、これを再確認した。
 - (7) 参照、太田晶二郎『『唐曆』について』(『太田晶二郎著作集 第一冊』吉川弘文館、一九九一年、初出一九六二年)。
 - (8) 講書のなかでの国名論議全体に関しては、参照、小論「平安時代における『日本』」(『比較文学研究』79、東京大学比較文学会、二〇〇二年二月)。
 - (9) 同じものが、兼方本『日本書紀』には、「延喜日本紀講紀発題曰」として引かれる。
 - (10) 講書は、『日本書紀』の「日本」として問うことなく、「日本」は中国が名づけたものだとしてこの他称説は、ほぼ講書にあっては一貫していた。元慶度だけが自称説であった——、「日本」ということは外して「やまと」を取り上げたのである。
- なお、「私記」の文献批判については、参照、小論「日

- 本書紀私記（丁本）論のために」（『万葉集研究』25、塙書房、二〇〇一年）、注6前掲小論「『公望私記』をめぐって」、注8前掲小論「平安時代における『日本』」。
- (11) このことに関しては、参照、小論「文字テキストから伝承の世界へ」（稲岡耕二編『声と文字 上代文学へのアプローチ』塙書房、一九九九年）
- (12) 参照、注3前掲小論「テキストのなかに成り立つ『聖徳太子』」。
- (13) 参照、小論「へ聞く」天皇」（『太田善麿先生追悼論文集 古事記・日本書紀論叢』群書、一九九九年）。
- (14) このことにかかわって、『万葉集』巻一・二番歌の舒明天皇の国見歌にも注目したい。「万葉百五十首を読む」に述べた通り、この歌は、「大和には」と、狭い大和の地から歌い出しながら、「国見をすれば」として、「国原は煙立ち立つ 海原はかまめ立ち立つ うまし国ぞ あきづ島 大和の国は」と、豊かな天皇の世界「あきづ島 大和の国」をたちあらわす。それは、王権の地「大和」の称をもって国土全体を覆うことの確認である。ここに見るべきなのは、歌において成り立つ「やまと」である。
- (15) 参照、小論「日本」をめぐって」（『万葉』179、万葉学会、一九九九年二月）。